

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 競争入札に付する事項

(1) 委託業務題目

科学技術専門家に対する意識調査

(2) 委託業務の目的等

入札説明書による。

(3) 委託業務実施期間

平成30年7月24日（火）から平成31年3月28日（木）

(4) 入札価格の算定

入札価格の算定は、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領の定めにより、適切に行うこと。

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので総合評価のための書類を提出すること。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札金額の算定においては、その算定基礎のうち課税仕入れの対象となる経費の消費税及び地方消費税の金額を除く。）に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格要件に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成28・29・30年度における「役務の提供等」の競争契約の参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。

(4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(5) 支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に出席した者であること。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び提案書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 科学技術・学術政策研究所 総務課 若宮

電話 03-3581-2391 内線 7012

(2) 入札説明書の交付方法

平成30年5月18日（金）15時00分から上記3.(1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成30年5月29日（火）15時30分

- 文部科学省 16階 科学技術・学術政策研究所 小会議室（16V）
- (4) 入札書及び提案書類の受領期限
平成30年6月15日（金）12時00分
 - (5) 技術審査の日時及び場所
平成30年6月25日（月）16時00分
文部科学省 16階 科学技術・学術政策研究所 小会議室（16V）
技術審査の開催時間については、入札者に対して6月22日（金）18時00分までに通知する。
 - (6) 開札の日時及び場所
平成30年7月10日（火）15時00分
文部科学省 16階 科学技術・学術政策研究所 小会議室（16V）

4. その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に総合評価のための書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し、説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
 - ② この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
 - ① 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
 - ② 4(3)②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した業務を実施できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

平成30年5月16日

支出負担行為担当官
科学技術・学術政策研究所長
坪 井 裕

仕 様 書

1. 委託業務題目

科学技術専門家に対する意識調査

2. 委託業務の目的

科学技術分野の専門家に対して、今後20～30年程度の科学技術発展の方向性に関する意識調査を行い、その調査集計結果をとりまとめ、我が国が重点的に振興すべき科学技術領域を特定することを目的とする。

3. 委託業務の内容

受託者は、科学技術・学術政策研究所（以降、研究所）と協議のうえ、以下の（1）～（3）の業務を実施すること。

（1）調査集計分析システムの構築

受託者は、（別紙1）機能要件書及び画面遷移図に示すとおり調査集計システムを受託後6ヶ月以内に構築・運用可能な状態にすること。

機能要件に基づき、研究所から提供する科学技術トピック（約700課題）に関して、「他者のアンケート回答の状況・分布を体系的にフィードバックしながら2回以上の繰り返しアンケートを行い回答・意見を収斂させる調査（デルファイ調査）」が実施できるシステムとすること。

作成ソフトウェアの著作権は、オープンソースとして公共に開放すること。

（2）ウェブ調査専用サーバー構築・運用によるウェブ調査の実施

受託者は、研究所の担当者と協議のうえ、構築した調査集計分析システムを用いて、科学技術トピックに関する繰り返しアンケートの第1回目を実施する。

専門家に対する意識調査をウェブ上で行うため、ウェブ調査実施期間中（最大3ヶ月程度）必要なセキュリティ対策を講じた上で専用サーバー等の環境を構築し運用・保守を行うこと。

研究所が指定する約2,200人の科学技術の専門家からなる「専門家ネットワーク」の構成員等のアンケート対象者に対してウェブ調査を実施し、少なくとも1,000人以上からの回答データを収集すること。

（3）調査結果のとりまとめ

ウェブアンケート調査により得られた回答を取りまとめ、以下の7分野に関する科学技術発展に関する専門家の見解として、成果報告書を作成すること。

研究所担当者と協議のうえ、調査結果を電子的な手段で公表できるデータセットを作成すること。

- 7分野
- ①健康・医療・生命科学分野,
 - ②農林水産・食品・バイオテクノロジー分野,
 - ③環境・資源・エネルギー分野,
 - ④ICT・アナリティクス・サービス,
 - ⑤マテリアル・デバイス・プロセス分野
 - ⑥都市・建築・土木・交通分野,
 - ⑦宇宙・海洋・地球・科学基盤分野

4. 委託業務実施期間

契約日から平成31年3月28日

5. 納品物

調査研究の成果報告書（電子媒体及び紙媒体各1部）を提出すること。

6. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館東館16階
文部科学省 科学技術・学術政策研究所

7. 応募者に求める要求要件

(1) 関連業務の受託実績

- ① 本委託業務の遂行には、国内外の科学技術予測に関する十分な知識を必要とする。参考資料を別紙2に示す。
- ② 科学技術予測に関連する会合の運營業務の受託実績を多く持つこと。加えて、それら受託業務の主たる担当者を本業務の担当者として充てることができること。
- ③ 上述の受託実績のうち公開可能なものについて、報告書等の資料を提出できること。
- ④ 上述の受託実績を本委託業務にどのように活かせるかを提案書に記載すること。

(2) 「評価項目及び特定配分基準」に示された要求要件

- ① 上述の(1)に加え、本委託業務に係る応募者に求める要求要件は、別に示す総合評価基準の「評価項目及び得点配分基準」による。
- ② 「評価項目及び得点配分基準」に示す要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の総合評価基準に基づくものとする。

(3) 要求要件の詳細

別紙の「総合評価基準」の「評価項目及び得点配分基準」と同様。

8. 無償貸付を行う物品等

- ・科学技術トピックに関する情報（分野・細目・科学技術トピック等）
- ・専門家ネットワーク等アンケート対象者に関する情報

9. 守秘義務

- (1) 受託者は、本委託業務の実施で知り得た情報を如何なる者にも漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、本委託業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外に使用してはならない。

10. その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、研究所担当者と協議を行うものとする。
- (2) 本委託業務の実施にあたっては、会計に関する法令に定めるほか、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領により適切に実施しなければならない。

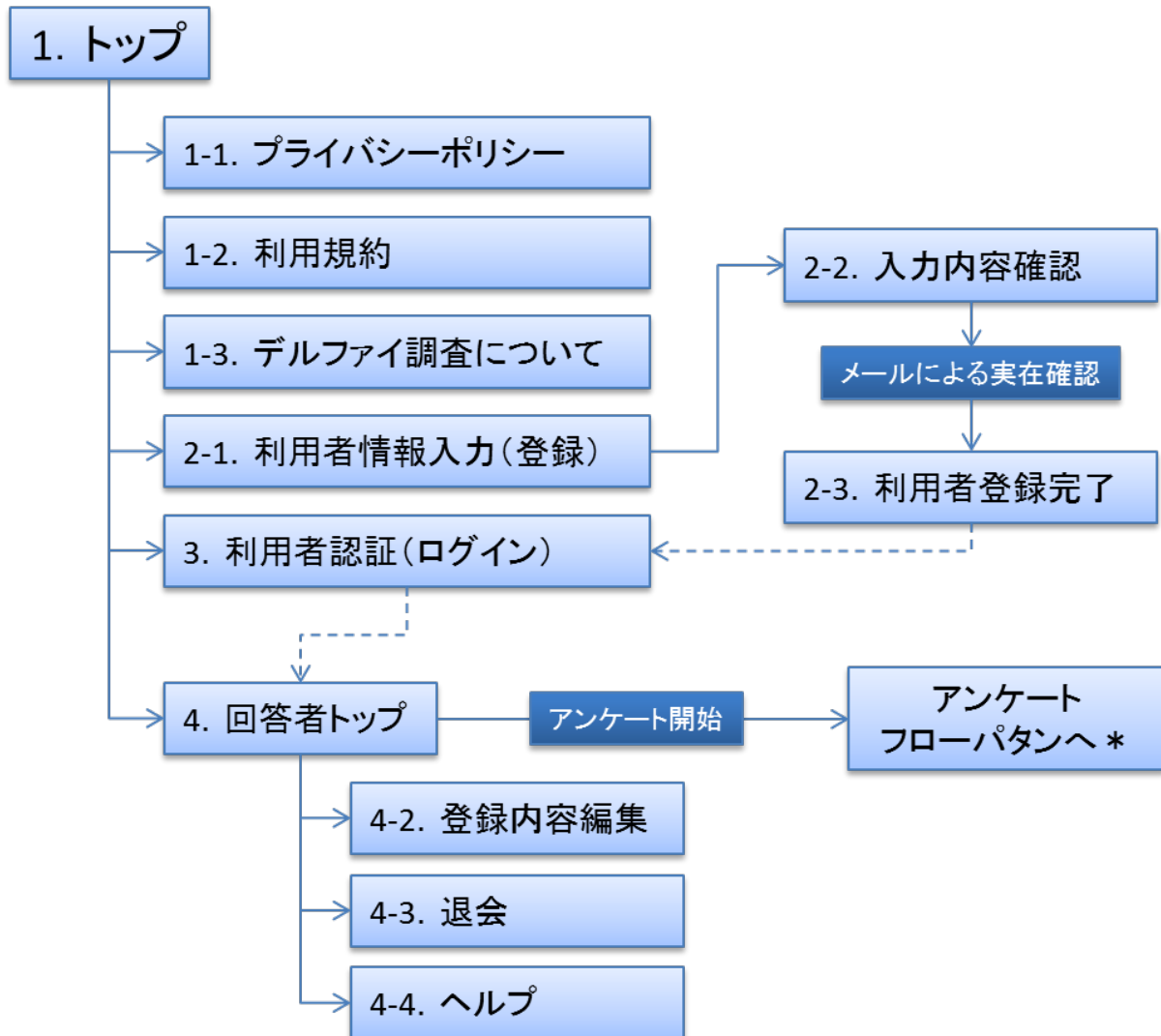
システム機能要件書

分類	機能名	内容
環境構築	開発のための環境構築	
	データベース構築	
	画面基本設計	
	画面詳細設計(UI/UX 設計)	
	操作マニュアル作成	
管理画面/アンケート実施管理	管理者ログイン/ログアウト	管理者は管理画面を利用するためにログインしなければならない
	アンケート実施管理	実施期間の設定や課題との紐付け作業ができる
	分野編集	アンケートの分野を設定できる
	課題編集	アンケートの課題を設定できる。課題には複数の分野を設定できる
	課題検索	キーワードや分野、タグなどで課題を検索できる
	回答データのエクスポート	回答生データを CSV 等で出力できる
	アンケート実施案内送信	登録済みの回答者に対してアンケートの実施案内を電子メールで送付できる。定型文で一斉に送信できる
	督促メール送信	回答者に対して回答を促す電子メールを送信できる。定型文で一斉に送信できる。一度目の回答促しと二度目の回答促しで文面は区別する必要がある
	メールひな形(定型文)登録編集	案内メールや督促メールのひな形を登録編集できる
	ダイナミックメールひな形(定型文)	回答状況の速報値、回答者の過去の実績に応じて回答を促す分野や課題を出し別けるなど、ダイナミックな定型文のアレンジを実現する
案内/督促メールのコンバージョン率表示	案内や督促メールを送信したうち、どの程度がコンバージョンしたか(アンケートの回答につながったか)を表示する	
管理画面/回答者管理	回答者個別登録	回答者を登録できる
	回答者一括登録	CSV 等の名簿を読み込み回答者を一括登録できる
	回答者登録情報の変更	回答者の情報を変更できる
	回答者削除	回答者を削除できる
	回答者名簿のエクスポート	回答者のデータを CSV 等で出力できる

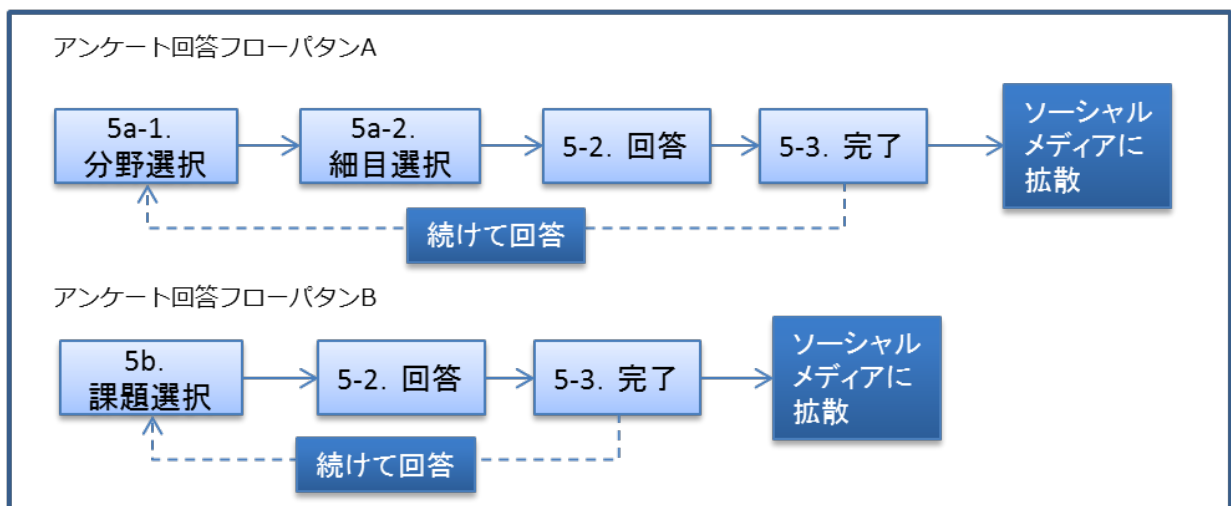
管理画面/アクセス解析	Google Analytics と同等の分析	Google Analytics と同等のアクセス分析ができる
回答者画面	回答者登録	ログイン ID とパスワード, 属性情報を登録できる
	回答者ログイン/ログアウト	回答者はアンケートへの回答, または登録情報を変更するにはログインする必要がある
	回答者登録情報の変更	回答者は登録情報を変更することができる
	退会	回答者は退会することができる
アンケート画面	回答履歴表示	回答者が回答した課題が一覧表示される それぞれ 1 回目の回答を終えたのか, 2 回目の回答を終えたのが表示される。回答の途中で保存し中断した課題があればわかるような表示がある
	分野一覧表示	アンケートの分野一覧が表示される
	課題一覧表示	分野ごとに課題が一覧表示される
	アンケート回答 1 回目	設問に順番に答えることができる
	アンケート回答 2 回目	すべての回答者による 1 回目の集計結果とともに回答者自身の 1 度目の回答が表示される
	アンケート進捗度確認表示	回答者が回答を終えるまでの全体のステップ数に対してどの程度進んだかがわかる表示
	アンケート保存中断再開	回答途中で保存し中断することができる。また, 再開することもできる
	他者への拡散	回答者は自身の人的ネットワークを活用して知り合いに対してアンケートへの協力を依頼することができる。SNS や電子メールを用いてその場で依頼状を送信できる
	似たあるいは関連する課題の推薦	課題を選択した回答者に対して似た, あるいは関連する課題を推薦する
分析画面	分野別や課題別の回答状況表示	分野別, 課題別に回答数が集計表示される
	1 回目の回答者数および回答率表示	1 回目の回答者数および回答率が表示される
	2 回目の回答者数および回答率表示	2 回目の回答者数および回答率が表示される
	課題別回答結果集計表示	課題ごとに回答結果が集計表示される
	アンケート結果と回答者属性でのクロス集計	各集計結果は回答者の属性を用いてクロス集計できる
	各種グラフ表示	集計結果はそれぞれ適当なグラフで表示される
	集計結果のエクスポート	集計結果を CSV 等で出力できる
	各集計表やチャート別出力	集計表やチャートは個別に画像ファイルとして出力できる
	レポート出力	定型フォーマットに集計表やグラフが自動で配置され, レポートとして PDF または HTML で出力できる

システム画面遷移図

ウェブアンケートシステム画面遷移



*アンケートフローパターン



本委託業務の遂行には、過去の国内外の科学技術予測調査に関する知識を必要とする。参考となる科学技術・学術政策研究所が実施した調査の報告書を示す。各報告書類の電子版は同研究所の Web サイトから入手可能である。

○俯瞰的調査

第10回科学技術予測調査

分野別科学技術予測（調査資料 240, 2015 年 9 月）

将来社会を支える科学技術の予測調査（第9回科学技術調査調査）

科学技術将来社会への貢献に向けて－第9回予測調査総合レポート
（NISTEP Report No. 145, 2010 年 12 月）

第9回デルファイ調査（NISTEP Report No. 140, 2010 年 3 月）

科学技術の中長期発展に係る俯瞰的予測調査（第8回科学技術予測調査）

デルファイ調査（NISTEP Report No. 97, 2005 年 5 月）

概要版（NISTEP Report No. 98, 2005 年 5 月）

総合評価基準

本資料は、支出負担行為担当官科学技術・学術政策研究所長が委託する「科学技術専門家に対する意識調査」に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1. 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

なお、入札価格点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2. 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙の評価項目及び得点配分基準及び加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が科学技術・学術政策研究所としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査会等において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (3) 技術点は、各技術審査職員等が採点したものの平均点を用いることとし、その平均点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

3. 得点配分

区分	入札価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

4. 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格に評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
- ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

「科学技術専門家に対する意識調査」

評価項目及び得点配分基準（＊：必須の事項 ●：価格と同等に評価できない項目）

区分	評価項目（要求要件）	基礎点	加点
●	1. 調査業務の実施方針	25	25
	1-1. 調査内容の妥当性、独創性	10	10
	* 1-1-1. 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。 （仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じ加点する。）	5	10
	* 1-1-2. 偏った調査内容となっていないこと。	5	/
	1-2. 調査方法の妥当性、独創性	10	10
	* 1-2-1. 調査の抽出・分析方法が妥当であること。 （分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。）	5	10
	* 1-2-2. 調査項目・調査手法が明確であること。	5	/
	1-3. 作業計画の妥当性、効率性	5	5
	* 1-3-1. 作業の日程・手順等に無理が無く、目的に沿った実現性があること。 （作業の日程・手順等が効果的であれば加点する。）	5	5
	2. 組織の経験・能力	15	12
	2-1. 組織の類似調査業務の経験	5	4
	* 2-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （類似調査の実績内容により加点する。）	5	4
	2-2. 組織の調査実施能力	10	4
	* 2-2-1. 業務を実施する人員が確保されていること。	5	/
	2-2-2. 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。	/	4
	* 2-2-3. 業務を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有していること。	5	/
	2-3. 調査業務に当たってのバックアップ体制	/	4
	2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。	/	4
	3. 業務従事予定者の経験・能力	10	10
	3-1. 業務従事予定者の類似調査業務の経験	5	5
	* 3-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （業務従事予定者が過去に研究機関の類似調査の受託実績を有していれば加点する。）	5	5
	3-2. 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性	5	5
	* 3-2-1. 調査内容に関する知識・知見を有していること。	5	/
	3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。	/	5
	4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	/	3
	4-1. ワーク・ライフ・バランス等の取組	/	/
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。（ワーク・ライフ・バランス等のとりくみに関する認定内容等により加点する。 ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	/	3
	合 計	50	50

注 価格点：技術点 = 50点：100点（1：2）

※ 小数点以下の特典が発生した場合は、四捨五入等を行わずに合計点数を算出する。

「科学技術専門家に対する意識調査」加付与基準

加 点 評 価 項 目	評 価 区 分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
1. 調査業務の実施方針			
1-1-1. 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	10	6	2
1-2-1. 分析手法に業務成果を高めるための工夫について	10	6	2
1-3-1. 作業の日程・手順等の効率性について	5	3	1
2. 組織の経験・能力			
2-1-1. 類似調査の実績内容について	4	2	1
2-2-2. 幅広い知見・人材ネットワーク・優れた情報収集能力について	4	2	1
2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制について	4	2	1
3. 業務従事予定者の経験・能力			
3-1-1. 研究機関の類似調査の受託実績について	5	3	1
3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークについて	5	3	1
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。		
4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について			
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等			
・ 認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		1	
・ 認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		2	
・ 認定段階3		3	
・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動改革を策定している場合のみ）		0.5	
○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）			
・ 旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年構成労働省令第31号）による改正前の）		1	
・ 新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年構成労働省令第31号）による改正後の）		1.5	
・ プラチナくるみん認定		2	
○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定			
・ ユースエール認定		2	
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。			